

後見人等の職務について



成年後見等が開始した後も、この冊子は大切に保管してください。



～ 目 次 ～

第1	成年後見人等の職務について	1
第2	後見等監督について	2
第3	成年後見人等の報酬について	3
第4	成年後見人等の職務の終了について	3

第1 成年後見人等の職務について

1 成年後見人等の選任後の流れ

後見等開始の審判が確定すると、成年後見人等として選ばれた人は以下の事務を行います。

事務報告書等の提出

後見等開始の審判が確定してから1か月以内に、家庭裁判所へ、事務報告書に本人の財産目録・年間収支予定表等を添付して提出します。

定期報告等(後見等監督)

自主的(家庭裁判所の指示を待たずに)・定期的(原則として毎年1回、本人の誕生日)に後見等事務報告書・本人の財産目録・通帳の写し等を提出します。また、家庭裁判所の指示に基づき、年間の収支状況報告書等を提出したり、家庭裁判所に向いて事情を説明することがあります。

なお、後見監督人が選任された場合には、後見監督人の指示に従ってください。

任務の終了

任務終了時には、これまで行ってきた事務や財産管理の報告を家庭裁判所に行い、管理してきた財産を相続人に引き継ぎます。

2 成年後見人の日常の職務

本人の全般的な代理権を持つ成年後見人の主な職務は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、必要な代理行為を行い、財産を適正に管理していくことです。

身上監護

成年後見人は、本人に代わって、本人の施設入所契約、医療契約などを締結し、必要な費用を本人の財産から支出します。

財産管理

成年後見人は、本人に代わって、各種財産の管理に関する契約の締結や預貯金の管理等を行います。

成年後見人に選任された方は、まず、財産目録を作成するとともに、年間の収支予定を立て、家庭裁判所に提出しなければなりません。

3 保佐人・補助人の日常の職務

保佐人や補助人の主な職務は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、次のような行為を行うことで、本人の権利を保護していくことです。

同意権・取消権

保佐人は、本人が民法13条各号の行為をするにあたり、同意をし、同意を得ずにした場合にはこれを取り消したり、逆に追認したりすることができます。

また、『同意権拡張の申立て』により、民法13条各号の行為以外の行為についても保佐人に同意権を付与することができます。

補助人も、『同意権付与の申立て』により、民法13条各号の行為のうち、家庭裁判所が同意を要すると定めた一部の行為について、保佐人と同様に同意したり、取り消したりすることができます。

なお、補助人に同意権を付与するには、本人の同意が必要です。

代理権

保佐人や補助人は、『代理権付与の申立て』により、家庭裁判所が定めた法律行為について、本人に代わって行うことができます。

なお、保佐人や補助人に代理権を付与するには、本人の同意が必要です。

第2 後見等監督について

1 後見監督とは

後見監督とは、家庭裁判所が、成年後見人等に対して、後見等の事務が正しく行われているかどうかを確認し、問題点があれば、これを是正するよう指導監督することをいいます。

成年後見人等は、原則として毎年1回本人の誕生日に、本人の現状や財産の状況について、その裏付けとなる通帳や領収書等のコピーを添付して、自主的（裁判所の指示を待たず）に家庭裁判所に報告しなければなりません。

また、家庭裁判所は、成年後見人等に対し、照会書を送付して、後見事務の状況について報告を求めることもあります。照会書が送られてきたら、本人の収支の状況、その他照会内容に対応した報告を、家庭裁判所にしなければなりません。そのため、成年後見人等に選任された方は、日ごろから、領収書や取引に関する書類をきちんと保管するとともに、収支状況を把握しておく必要があります。

場合によっては、裁判所にお越しいただいて事情をお伺いすることがあります。

なお、家庭裁判所が後見監督人を選任する場合があります。その場合には、報告の回数、時期及び内容等は後見監督人の指示に従ってください。

2 家庭裁判所の許可が必要な場合

成年後見人等が次の行為をする場合は、事前に家庭裁判所の許可が必要となります。

- (1) 本人の居住用不動産について、売却、賃貸借、抵当権の設定等をする場合
→『居住用不動産の処分許可の申立て』が必要です。
- (2) 本人と成年後見人等がいずれも相続人である場合に遺産分割協議をする場合や、成年後見人等が本人所有不動産を買い取る場合等、本人と成年後見人等との間において利益が相反する場合
→『特別代理人選任の申立て』（後見の場合）

『臨時保佐人選任の申立て』（保佐の場合）

『臨時補助人選任の申立て』（補助の場合）が必要です。

(3) このほかの場合でも、重要な財産を処分する場合は、事前に家庭裁判所にご相談ください。

第3 成年後見人等の報酬について

成年後見人等の報酬を本人の財産から受け取るためには、成年後見人等が家庭裁判所に『報酬付与の申立て』を行う必要があります（報酬を本人に請求しない方は、同申立てを行う必要はありません。）。申立てをせずに本人の財産から勝手に差し引くことは許されません。

報酬を本人に請求される方は、毎年1回の定期報告と同時に、報酬付与の申立てを行ってください。

第4 成年後見人等の職務の終了について

成年後見人等の職務は、本人の死亡又は成年後見人等が辞める（辞任、解任）まで続きます。

本人が死亡した場合には、後見等の手続自体が終了することになります。この場合、速やかに家庭裁判所に連絡するとともに、2か月以内に管理していた財産の収支を計算し、その現状を家庭裁判所に報告のうえ、管理していた財産を本人の相続人に引き継がなければなりません。

また、成年後見人等は、病気などやむを得ない事情がある場合は、家庭裁判所に『辞任許可の申立て』をし、許可されれば、辞任することができます。辞任が許可された場合には、新たな成年後見人等に財産の引継ぎを行うこととなります。

ワンポイントアドバイス

- 本人の財産管理は安全確実であることを基本とし、投機的な運用は避けてください。
- 本人の財産をその配偶者や子、孫などに贈与したり、貸し付けたりすることは、原則として認められません。相続税対策を目的とする贈与等についても同様です。本人の財産を減らすことになり、また、ほかの親族との間で無用の紛争が発生するおそれがあるからです。

贈与や貸付けの必要がある場合は、家庭裁判所に必ず事前に相談してください。相談なく行いますと、贈与を受けた者や成年後見人等から全額返金してもらうこととなります。
- 成年後見人等に不正な行為、著しい不行跡その他後見等の任務に適さない事由があるときには、家庭裁判所が後見人解任の審判をすることがあります。また、これとは別に、不正な行為によって本人に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。さらに、悪質な場合には、業務上横領罪等の刑事責任を問われることがあります。
- 成年後見人は、自主的に裁判所に定期報告しなければなりません。定期報告が裁判所が指示する期限までにされないときは、後見等の任務に適さない事由があるとされる場合があります。
- 本人の財産から支出できる主なものには、本人自身の生活費のほか、本人が扶養義務を負っている配偶者や未成年の子などの生活費、本人が負っている債務の弁済金、成年後見人等がその職務を遂行するために必要な経費などがあります。ただし、本人の生活費以外の支出については、本人の収支状況等に照らし、相当な範囲に限られます。

なお、上記以外については、本人の財産からの支出が一切認められないというわけではありません。例えば、身内や親しい友人の慶弔の際に、常識的な金額の範囲内で支払う香典や祝儀等については、本人の財産の中から支出してもよいと判断される場合があるでしょう。ただし、これらの支出の必要性、相当性については、本人の収支の状況、財産の内容のほか、支出する相手と本人との関係、支出額等について一層慎重な判断が必要です。
- 本人のために自宅を修理・改築したい、本人の送迎のために自動車を購入したいといった場合など、多額の支出が見込まれる場合や、支出の必要性に疑問がある場合には、必ず、事前に裁判所に相談してください。支出をした後に不相当だと判断された場合には、成年後見人等から全額返還していただくことがありますのでご注意ください。



裁判所ウェブサイト内の「後見ポータルサイト」でも、成年後見制度の説明やQ&A、ビデオ等を見ることができますので、ご利用ください。